

○国土交通省告示第 2379 号

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第一三条第一項の規定に基づき、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準を次のように定める。

平成 6 年 12 月 15 日

建設大臣 野坂浩賢

国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準

[平成 6 年 12 月 15 日 建設省告示第 2379 号]
[改正 平成 16 年 1 月 9 日 国土交通省告示第 4 号]
[改正 平成 18 年 3 月 14 日 国土交通省告示第 336 号]
[改正 平成 19 年 4 月 27 日 国土交通省告示第 522 号]
[改正 平成 19 年 6 月 19 日 国土交通省告示第 833 号]
[改正 平成 25 年 3 月 29 日 国土交通省告示第 309 号]

第一 趣旨

国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「官庁施設」という。）の位置、規模及び構造については、官公庁施設の建設等に関する法律その他の官庁施設の位置、規模及び構造に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

第二 位置に関する基準

官庁施設の位置は、当該官庁施設において行われる事務及び事業に応じて、次に定める事項を総合的に勘案して選定されているものとする。

- 一 原則として当該官庁施設を使用する国家機関の所管区域内にあること。
- 二 地形、地質、気象等の自然的条件からみて、地震、津波、暴風雨等による災害時においても人命の安全確保その他の必要な機能の確保が図られ、かつ、環境の保全に配慮されていること。
- 三 地震災害時において、災害応急対策を行うために必要な官庁施設の位置は、電気、ガス及び水の供給、下水の排除、通信並びに前面道路の機能に障害が生じないものであり、又は、これらの機能に障害が生じた場合であっても、早期に復旧が可能なものであること。また、当該官庁施設の存する地域の地域防災計画に配慮し、地方公共団体との連携が図られたものであること。
- 四 周辺の地域において、道路、鉄道等の公共の用に供する施設が整備され、又は整備される見込みがあり、公衆の利便及び公務の能率増進が図られること。
- 五 当該官庁施設を使用する国家機関と業務上関連がある機関の施設の整備の現状及びその将来の見通しに配慮されていること。
- 六 道路、公園、下水道、一団地の官公庁施設等に関する都市計画との整合性が図られており、かつ、これらの施設の整備の現状及びその将来の見通しからみて、当該官庁施設が周辺の環境に著しい影響を及ぼさないこと。
- 七 都市計画その他法律に基づく土地利用に関する計画との整合性が図られ、良好な市街地環境等の形成に寄与すること。

- 八 当該官庁施設の敷地は、当該敷地全体を有効に利用できる形状であること。ただし、賃借等により借り受ける官庁施設（以下「借受官庁施設」という。）については、敷地を賃借等する場合を除き、適用しない。
- 九 当該官庁施設の利用者、執務者等が安全かつ円滑に出入りできる構造の道路に接すること。

第三 規模に関する基準

官庁施設の規模は、当該官庁施設において行われる事務及び事業に応じて、公衆の利便及び公務の能率増進が図られるよう設定されているものとし、少なくとも次に定める事項を満たすものとする。

一 建築物の規模

イ 建築物の規模は、当該建築物を使用する国家機関の所掌事務の内容及び組織の構成並びに当該建築物の利用者、執務者等の数が適切に反映されていることを基本とし、必要に応じ、利用者又は執務者のための休憩所等及び事務能率の向上に資する機器等の設置場所の確保等に配慮して設定されていること。

ロ 敷地の高度利用に配慮されていること。ただし、借受官庁施設については、敷地を賃借等する場合を除き、適用しない。

二 敷地の規模

イ 敷地の規模は、建築物の規模に応じたものとし、必要に応じ適切な規模の駐車場、緑地等に必要な面積が確保されたものであること。

ロ あらかじめ当該官庁施設について増築等の計画が定められている場合においては、当該増築等のために必要な敷地の確保に配慮されたものであること。ただし、借受官庁施設については、敷地を賃借等する場合を除き、適用しない。

第四 構造に関する基準

官庁施設の構造は、当該官庁施設において行われる事務及び事業に応じて、地域性、機能性、経済性及び環境保全の各観点から次に定める事項を総合的に勘案して決定されているものとする。また、その構造に応じた当該官庁施設の使用の条件及び方法が定められているものとする。

一 地域性

イ 地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものであること。

ロ 官庁施設の敷地内において緑化が図られていること等により、地域の良好な景観の形成に寄与したものであること。

二 機能性

イ 官庁施設の利用者、執務者等の安全性及び利便性が確保されたものであること。

ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであること。

ハ 適切な温湿度の維持、明るさの確保等により快適な室内環境が確保されたものであること。

ニ 高度な情報処理を行うための機器等を設置することができるものであり、かつ、適切な情報の管理及び当該機器等の安全性の確保が可能なものであること。

ホ 地震、津波、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮す

ることができるものであること。

三 経済性

イ 構造体（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）は、長期間の使用に耐えるものであること。

ロ 構造体以外の部分は、修繕又は更新の合理的な周期に見合った耐久性を有するものであること。

ハ 補修及び更新しやすい建築材料、機器等の使用及び点検、保守等に必要な空間の確保等により、修繕及び保全を容易に行うことができるものであること。

ニ 行政需要の変化に対応して、空間の有効利用及び機能の向上を図ることができるよう、間仕切の変更、機器の増設又は移設等を伴う修繕又は模様替を容易に行うことができるものであること。

ホ 建築材料、機器等は、品質、性能、耐久性等が総合的に勘案され、長期的にみて官庁施設の建設、修繕、保全等に要する全体の費用の節減が図られるよう配慮されたものであること。

四 環境保全

イ 官庁施設には、熱の損失の防止及びエネルギーの効率的な利用に有効な措置が講じられていること。

ロ 建築材料、機器等は、環境の保全に配慮したものとし、建築材料については、できる限り再生された、又は再生できるものであること。

2 地震に対する安全性の確保を図るため、官庁施設の構造は、前項に定める事項のほか、次に定める事項を勘案して決定されているものとする。

一 基本事項

構造体、建築非構造部材（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。）及び建築設備については、官庁施設が有する機能、地震により被害を受けた場合の社会的影響及び立地する地域的条件を考慮した官庁施設の重要度に応じて、それぞれ次号から第4号までに規定する極めて稀に発生する地震動（以下「大地震動」という。）に対する耐震性能の目標の達成が図られたものであること。

二 構造体の耐震性能

イ 構造体の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種類に応じて次によるものとする。

(1) 別表（一）から（三）、（五）及び（十）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体に修繕を必要とする損傷が生じないものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に1.5を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

(2) 別表（四）、（六）から（九）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体に大規模の修繕を必要とする損傷が生じないものであり、かつ、直ちに使用することができるものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値に1.25を乗じて得た数値を各階の必要保有水平耐力とすること。

- (3) 別表（十二）に掲げる官庁施設については、大地震動後、構造体全体の耐力が著しく低下しないものであること。ただし、建築基準法施行令第八十二条の三に規定する構造計算により安全さを確かめる場合においては、同条第二号に規定する式で計算した数値を各階の必要保有水平耐力とすること。
- ロ 建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、大地震動時における上部構造（基礎より上に位置する建築物の部分を用いる。以下同じ。）の変形が制限されたものであること。
- ハ 上部構造の柱、はり、壁等は、水平力に耐えるように、つり合いよく配置されたものであること。また、基礎の構造は、その損傷により、上部構造に有害な影響を与えないものであること。
- ニ 工作物の構造体は、機能に応じた耐震性能が確保されたものであること。
- 三 建築非構造部材の耐震性能
- イ 建築非構造部材の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種別に応じて次によるものとする。
- (1) 別表（一）から（七）、（十）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、建築非構造部材が、災害応急対策若しくは危険物の管理への支障となる損傷又は移動しないものであること。ただし、災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室（(2)においてこれらを総称して「特定室等」という。）以外の室等内に面する部分におけるものについては、この限りではない。
- (2) 別表（八）、（九）及び（十二）に掲げる官庁施設及び特定室等以外の室等内に面する部分については、大地震動後、建築非構造部材の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。
- ロ 建築非構造部材は、建築設備の機能の維持を阻害しないように配慮されたものであること。
- 四 建築設備の耐震性能
- イ 建築設備の耐震性能の目標は、別表に掲げる官庁施設の種別に応じて次によるものとする。
- (1) 別表（一）から（六）、（十）及び（十一）に掲げる官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであるとともに、必要な建築設備の機能を直ちに発揮し、かつ、相当期間維持することができるものであること。また、必要な建築設備の機能についての信頼性の向上が図られたものであること。
- (2) 別表（七）から（九）及び（十二）に掲げる官庁施設については、大地震動後、設備機器、配管等の損傷又は移動による被害が拡大しないものであること。

別表

種	類
(一)	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（二）から（十一）において同じ。）
(二)	災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、二以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設
(三)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和三十五年法律第七十三号）第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域内にある（二）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設
(四)	（二）及び（三）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設
(五)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設
(六)	病院であって、（五）に掲げるもの以外の官庁施設
(七)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（四）に掲げる警察大学校等を除く。）
(八)	学校、研修施設等であって、（七）に掲げるもの以外の官庁施設（（四）に掲げる警察大学校等を除く。）
(九)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設
(十)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
(十一)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
(十二)	（一）から（十一）に掲げる官庁施設以外のもの
備考	
一	この表において、「管区海上保安本部」とは、海上保安庁法（昭和三十二年法律第二十八号）第十二条及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百五十八条に規定する管区海上保安本部をいう。
二	この表において、「警察大学校等」とは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条に規定する警察大学校、同法第二十九条第四項に規定する皇宮警察学校、同法第三十二条に規定する管区警察学校並びに同法第五十四条に規定する警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。
三	この表において、「機動隊」とは、警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第三条に規定する機動隊をいう。

- 四 この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十五条及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十三条に規定する財務事務所及び財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）第二百六十一条に規定する出張所並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条及び沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）第九十四条に規定する財務出張所をいう。
- 五 この表において、「河川国道事務所等」とは、国土交通省設置法（平成十三年法律第百号）第三十二条及び地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）第四百四十条に規定する河川国道事務所、砂防国道事務所、河川事務所、国道事務所及び営繕事務所並びに内閣府設置法第四十七条及び沖縄総合事務局組織規則第九十四条に規定する国道事務所をいう。
- 六 この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法第三十二条及び地方整備局組織規則第四百四十条に規定する港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所及び航路事務所並びに内閣府設置法第四十七条及び沖縄総合事務局組織規則第九十四条に規定する港湾・空港整備事務所及び港湾事務所をいう。
- 七 この表において、「開発建設部」とは、国土交通省設置法第三十四条に規定する開発建設部をいう。
- 八 この表において、「空港事務所等」とは、国土交通省設置法第三十九条及び地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）第三十五条に規定する空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所及び航空衛星センターをいう。
- 九 この表において、「航空交通管制部」とは、国土交通省設置法第四十条に規定する航空交通管制部をいう。
- 十 この表において、「地方气象台」とは、国土交通省設置法第五十条第一項に規定する地方气象台をいう。
- 十一 この表において、「測候所」とは、国土交通省設置法第五十条第三項に規定する測候所をいう。
- 十二 この表において、「海上保安監部等」とは、海上保安庁法第十三条及び海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第一百八条に規定する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署、海上交通センター、航空基地、特殊警備基地、特殊救難基地、機動防除基地、ロランセンター及び航路標識事務所をいう。
- 十三 この表において、「地方防衛支局」とは、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十四条及び地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）第四十七条に規定する地方防衛支局をいう。

附 則（平成 6 年 12 月 15 日 建設省告示第 2379 号）

この告示は、公布の日から適用し、この告示の施行の際現に存する官庁施設及び現に建築、修繕又は模様替えの工事中の官庁施設については、適用しない。

附 則（平成 16 年 1 月 9 日 国土交通省告示第 4 号）

この告示は、公布の日から適用し、この告示の施行の際現に存する官庁施設及び現に建築、修繕又は模様替えの工事中の官庁施設については、適用しない。

附 則（平成 18 年 3 月 14 日 国土交通省告示第 336 号）

この告示は、公布の日から適用し、この告示の施行の際現に存する官庁施設及び現に建築、修繕又は模様替えの工事中の官庁施設については、適用しない。

附 則（平成 19 年 4 月 27 日 国土交通省告示第 522 号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示の施行の際、現に存する官庁施設及び現に建築、修繕又は模様替えの工事中の官庁施設、並びに現に借り受けしている官庁施設については、適用しない。

附 則（平成 19 年 6 月 19 日 国土交通省告示第 833 号）

この告示は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 国土交通省告示第 309 号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示の施行の際、現に存する官庁施設、現に建築、修繕又は模様替えの工事中の官庁施設及び現に借り受けしている官庁施設については、適用しない。